

令和7年5月1日
防 衛 省

令和7年度防衛省行政事業レビュー行動計画

1 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、エビデンスに基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の推進が、政策判断の精度を向上させ、自らの政策立案（policy making）に資することを踏まえ、原則、全ての事業について、EBPMの手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善及び見直しにつなげるとともに、予算の支出先や用途等の実態を把握し、外部の視点も活用しながら、事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる。

また、行政事業レビューシートを予算編成過程で積極的に活用することで、事業の効果的かつ効率的な実施を通じ、無駄のない、質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすことに努める。

更に、国からの資金交付により造成された基金（以下「基金」という。）については、毎年度の執行状況等を継続的に把握し、事業の進捗、効果等について厳格に検証を行い、執行の改善につなげるとともに、適切な管理に向けた取組等を実施する。

2 レビューの取組体制

（1）防衛省行政事業レビュー推進チーム

防衛省におけるレビューを実施するため、防衛省行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を設置する。チームの体制は別紙のとおり。

（2）防衛省行政事業レビュー外部有識者会合

外部の視点を活用したレビューを実施するため、複数の外部有識者によって構成される防衛省行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）を設置する。外部有識者会合のメンバーリストは防衛省ホームページにおいて公表する。

（3）政策評価及びEBPMアクションプランとの連携

チームと政策評価担当部局及びEBPMアクションプラン担当部局との連携による、レビューと政策評価及びEBPMアクションプランの一体的・効率的な推進を図る。

3 事業の点検等

(1) レビューの対象となる事業

レビューは、原則として、令和6年度に実施した全ての事業（事務的経費、人件費等は除く。）を対象とする。また、行政事業レビューシートの作成に当たっては、業務の負担軽減、データの正確性向上及び利活用を図るため、内閣官房行政改革推進本部事務局が整備するレビューシートシステム（以下「RSシステム」という。）を用いて、毎年度、「前年度事業」、「新規開始事業」及び「新規要求事業」について、翌年度予算の概算要求を検討する過程において作成する。

なお、点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）は、予算編成過程における活用を前提として、また、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮することとし、適切な事業単位を設定した上で、「1事業1シート」の原則にのっとり整理する。

また、独立行政法人に対する運営費交付金に係る事業については、運営費交付金に係る行政事業レビューシートとは別に、当該独立行政法人所管部局において、勘定単位の財務諸表におけるセグメント単位ごとに、RSシステムを用いて、毎年度、セグメントシートを作成する。

(2) 事業所管部局等の取組

事業所管部局又は独立行政法人所管部局は、(1)の対象事業について、EBPMを実践するため、活動・成果実績のほか、予算の支出先、使途等の実態を把握し、事業内容及び効率性について改善の余地がないか、厳格な自己点検を実施し、事業の改善及び見直しにつなげるとともに、その結果を行政事業レビューシート及びセグメントシート（以下「レビューシート等」という。）に入力する。

なお、事業の実績・実態把握に当たっては、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させることが求められていることに留意し、可能な限り詳細まで把握するよう努める。

(3) チームの取組

ア レビューシート等の作成支援

チームは、事業所管部局によるレビューシート等の適切な作成、アウトカムの設定等、EBPMに係る観点に基づく入力内容の指導かつ助言を含むレビューシート等の品質管理及び厳格な自己点検に関する指導・支援を行う。

なお、レビューシート等の品質管理に当たっては、事業ごとの活動内容、執行実績の提供等の支援を行う。

イ 外部有識者による点検

チームは、選定した事業について、レビューでEBPMを実践するという観点を踏まえ、「成果の検証を可能とする定量的なアウトカムが適切に設定されているか」、「事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検及び改善が行われているか」、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」、「そもそも国費投入の

必要性はあるのか」等の観点から、外部有識者会合に点検を依頼する。

また、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、翌年度予算の概算要求提出前を目途に、レビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、講評を行う機会を設ける。

ウ 公開プロセス（公開事業点検）の実施

チームは、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために、外部有識者を入れて公開の場で、事業の点検を行う。

なお、公開プロセス対象事業の選定に当たっては、外部有識者会合を開催し、外部有識者の理解を得て選定する。

エ チームによる点検

チームは、イ及びウを踏まえつつ、EBPMの手法等を活用して、事業所管部局の指導・支援を行い、事業の必要性、有効性及び効率性の観点から、事業全体について点検及び改善につなげる。

オ 事業改善状況の点検及び概算要求への反映

チームは、事業所管部局に対し、チームの所見を翌年度予算の概算要求や執行等に的確に反映し、反映状況等についてレビューシート等に分りやすく入力するよう指導・支援を行う。

カ 点検結果の公表

チームは、レビューシート等及び概算要求への反映額や反映内容の結果を取りまとめ、行政事業レビュー見える化サイトにおいて公表する。

4 基金の点検等

(1) レビューの対象となる基金

レビューは、国から資金交付を受けて公益法人等や地方公共団体等に造成された基金を対象とする。また、基金シートは、RSシステムを用いて作成する。

(2) 基金事業所管部局の取組

基金事業所管部局は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）及び「基金の点検・見直しの横断的な方針について」（令和5年12月20日行政改革推進会議決定）を踏まえ、基金事業の進捗や効果について厳格に検証を行い、執行の改善につなげるとともに、余剰資金の国庫返納に係る厳格な自己点検を実施し、その結果を基金シートに入力する。また、地方公共団体等に造成された基金は、地方公共団体の事務負担に留意し、地方公共団体等保有基金執行状況表（以下「執行状況表」という。）を作成するとともに、精査を行う。

(3) チームの取組

ア 基金シートの作成支援

チームは、基金事業所管部局による基金シート及び執行状況表の適切な作成のほか、作成対象となる基金及び基金事業の正確な現況把握や適切な自己点検

に関する指導・支援を行う。

イ 外部有識者による点検

チームは、基金シートについて外部有識者会合に点検を求める。

ウ チームによる点検

チームは、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」及び「基金の点検・見直しの横断的な方針について」を踏まえ、厳格な点検を実施する。また、イを踏まえつつ、基金所管部局の指導・支援を行い、事業の必要性、有効性、効率性の観点から、基金事業全体について点検及び改善につなげる。

エ 点検結果の公表

チームは、基金シート、公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表及び執行状況表を取りまとめ、行政事業レビュー見える化サイトにおいて公表する。

5 実効性向上のための施策等

(1) 行政改革推進会議による検証結果

チームは、秋の年次公開検証における指摘事項について、事業所管部局に以後の予算や執行等に適切に反映するよう指導・支援を行う。

(2) 優良事業改善事例の選定等

チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に選定し、大臣官房長から表彰するとともに、省内の普及に努める。

(3) レビューシート等の活用

チームは、レビューシート等の予算編成過程における活用や、EBPMの考え方に基づく事業の品質管理等を通じた政策効果の点検及び改善を推進する。

(4) 職員の資質向上に係る取組

チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して、職員に対して指導・支援を行う。

6 今年度のスケジュール（見込み）

4月下旬 事業単位の整理

4月下旬～ レビューシート等、基金シート及び執行状況表の作成

4月下旬～ 事業所管部局による自己点検の実施

5月中旬 外部有識者会合の開催

6月中旬 公開プロセスの実施

6月下旬～ チーム及び外部有識者会合による点検

8月中旬 概算要求への反映

8月下旬 外部有識者による政務に対する講評

9月 レビューシート等、基金シート及び執行状況表の公表
概算要求への反映状況の公表

7 その他

本行動計画に定めるもののほか、補正予算の措置や予備費の使用決定がなされた場合のレビューシート等の作成・公表等は、令和7年3月に改定された「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月2日行政改革推進会議策定）等を踏まえて行うものとする。

(別紙)

防衛省行政事業レビュー推進チーム

統括責任者 : 大臣官房長

統括責任者代理 : 大臣官房政策立案総括審議官

大臣官房審議官（予算等に関する省内及び政府部内の連絡調整に関すること（他の審議官等が所掌するものを除く。）を総括整理する大臣官房審議官）

副統括責任者 : 大臣官房企画評価課長

大臣官房会計課長

チーム員 : 大臣官房文書課長

大臣官房監査課長

防衛政策局防衛政策課長

整備計画局防衛計画課長

人事教育局人事計画・補任課長

地方協力局総務課長

防衛大学校総務部会計課長

防衛医科大学校事務局企画部主計課長

防衛研究所企画部総務課長

統合幕僚監部総務部総務課長

陸上幕僚監部監理部会計課長

海上幕僚監部総務部経理課長

航空幕僚監部総務部会計課長

情報本部総務部会計課長

防衛監察本部総務課長

防衛装備庁長官官房会計官

防衛装備庁装備政策部装備政策課長

その他統括責任者の指名する者